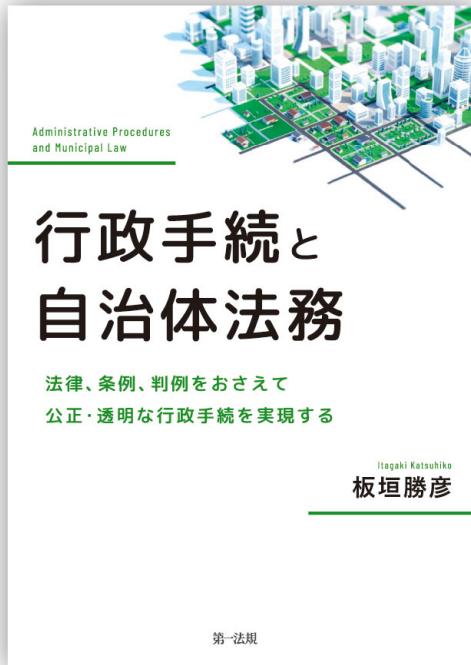


自治体の行政手続に関することならこの一冊！ 行政手続法、特別法、行政手続条例の理念・制度趣旨から 実際の運用までおさえた決定版。

行政手続と自治体法務

法律、条例、判例をおさえて公正・透明な行政手続を実現する

板垣勝彦 著



A5判・248頁

定価2,860円（本体2,600円+税10%）

2 実体規定と手続規定の相違

行政処分について定める法律の条文のことを、実体規定と呼ぶ。実体規定は、要件規定と効果規定とに分かれる。「行政手続は、のみとはまわすことをめざす」という風刺である。このときの「のみ」を要件規定、②を効果規定と呼ぶ。抽象的で明白してどちらともいってよけれども、皆さんのが最も恐るる裁判の要件規定（地方公務員法29条1項）の規定を以て、説明を加える。自分が行政処分を受ける側ではなく、その相手の側に立っているのが、行政処分の「実体」であるゆゑに最もよく理解できるからである。

（基準）

地方公務員が次の各のいずれかに該当する場合には、当該職員に対し、懲戒処分として減点、減給、停職又は免職の処分を科すことができる。

一 この規則若しくは第五十七条に規定する事項を定めた法律又はこれらに基づく規則、地方公共團體の規則若しくは地方公共團體の機関の定める規則に違反した場合

二 離職上の義務に違反し、又は職業を怠つた場合

三 全體の奉仕者たるにふさわしくない行為があつた場合

2~4 様

地方公務員法29条1項では、行政手続に関する言及がない。ここには任命権（同法2条1項）が入る。多くの場合、任命権は持つてから「私は、○県○市長が○の各のいずれかに該当する場合には、当該職員に対し、③懲戒処分として減点、減給、停職又は免職の処分を科すことができる」と記

めよい。
要件規定（①）に該当するのは、「公会議29条1号～3号の規定に該当する場合」であり、法令・条例違反（項目1）、業務義務違反（項目2）、懈怠（項目3）、全體の奉仕者たるに「ふさわしくない」（項目4）と分かれます。このうち、誰が何をしたか（「公会議29条1号～3号の規定に該当する場合」）を除くと、要件規定の範囲であれば、④に

は「何が何をしたか」を定めた事由（民事不審事第3章10条）が書き込まれている。競争入札や買取入札などは2つが該当するので、どちらかボタンで行った公務員会員が行為を行った事由（民事不審事第3章10条）といふ。昔ながらボタンで選択するのではなく、選択肢が複数式で国教を齊唱しないことが「精神上の義務に違反する」といふのが「精神平成24年2月9日改66号文第183項」といったことが書かれている。

次に効果規定（③）については、減点、減給、停職又は免職のよう

に相手方による制裁的な処分として、いくつかの選択肢（オプション、メニュー）が示されている。このとき、③の選択肢が載りきれていないのは④の

通り行うことの許されないので、すぐ理解できることと思われる。た

とえば、有給休暇を始めた者に対する「休暇を貯めつづけ」

として懲戒処分をすること許されない。有給休暇の取得は「休暇を貯めつづけ」とはいえないからである。次に、忘れていて譲り受けた人に「入っていない見分けを下すことも、当然認められない。被験者の職員が休暇を貯めつづけた場合であっても、ラババイトにおいて、横暴からか向こう20年間の道筋を守らなければいけない」とは思じられる。まるで、法律で定められた行為、減給、停職そして免職の4種類の処分に該当する。これは行政法の基本原則の1つである「法律の遵守」とも関係してくる話であり、裏を返せば、法律で認められていない「遺産の贈り」などはあら種の行政政策として、事実上の効果しかしていないのである。

さらに、法上では「公会議として認めていたる選択肢であったとしても、個別・具体的な事情の下で行政手続が適合することは許されない場合がある。こ

れが、競争入札の逸脱・漏出という問題である（行政手続事件法30条参照）。

場のコピー用紙1枚持ち切った職員に対し、「全体の奉仕者たるにふさわしくない行為」があったとして③の「免職の処分を下す」とは④（③）、さ

すがひやひやす」ということで、違法の評議を免れない¹³⁾。

実体規定の違反は、当事務で例えると分りやすい。④の要件（構成要件）が充たされていないのに歩行するというのは、物を踏んでいないのに

窃盗で見慣れるのと同じようなものである。これに対し、④が充たされていなくてして歩くことは、法

定解釈の2年以内の拘束と定められている罰則（刑法35条）の無効の構

禁則とか死刑判決を下すようなものと理解される。従来の決算・費用についで、シャープペーパーを2本（本人だれに付して横罫10年

の枠を引いて）に記した年の割と書類が「カウント」が進

法であっており記さるべきことは、直感的に理解できる。

ところが、手続規定への違法が厳しく求められる理由は、なかなか理解

しづらいところがある。先ほど例でいうと、手続規定とは、「行政手

のときは「必要な手続を踏んだ上で③をすることができる」といって

いる【】内の部分に相当する。一般には、①書類と鍵開、②文書の調査、

③基準の設定・公表、④権限の権限の4つが、適正手続の原則として組み

される。

3 適正手続を遵守することの意義

ところが、手続規定への違法が厳しく求められる理由は、なかなか理解しづらいところがある。先ほど例でいうと、手続規定とは、「行政手

のときは「必要な手続を踏んだ上で③をすることができる」といって

いる【】内の部分に相当する。一般には、①書類と鍵開、②文書の調査、

③基準の設定・公表、④権限の権限の4つが、適正手続の原則として組み

される。

① 書類と鍵開：手続を行う前に、相手方にその内容と理

由を知らせ（告知）。言いを聞くこと（聴聞）。

② 文書の調査：特に聴聞の際に、行われようとしている

処分の根拠となる書類（公文書）の閲覧を進めることで、

的確な意見を述べらるるようにすること。

③ 基準の設定・公表：処分を行なう際に依拠する基準（審査基準、処分基準）を事前に設定・公表すること。

④ 権限の権限：処分を行なう際に、その権限を相手方に知らせるこ

行政手続制度の理解に不安を感じている担当、各課にも審査基準や処分基準といった行政手続の基本を理解して欲しいと考える総務・文書・法務担当必読！



第一法規

| 東京都港区南青山2-11-17 TEL 0120-203-694
https://www.daiichihioki.co.jp

| Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

目次

はしがき

第1章 行政手続の意義

- 行政処分に着目する理由
- 実体規定と手続規定の相違
- 適正手続を遵守することの意義
- 憲法31条と行政手続

第2章 申請に対する処分

- 行政処分に関する前提
- 申請に対する処分と事前手続
- 個人タクシー判決
- 審査基準の機能
- 審査基準の内容的正しさ、「二段構え」の審査、個別事情の考慮
- 審査基準を設定・公表していない瑕疵
- 標準処理期間
- 理由の提示
- 理由の提示の注意ポイント
- 届出
- 申請における「受理」「不受理」
- 申請と届出の挟間で
- 補助金交付の問題

第3章 不利益処分

- 総説
- 処分基準
- 聴聞と弁明の機会の付与
- 理由の提示の趣旨

- 一級建築士免許取消処分事件
- 理由の提示の注意ポイント
- 事案ごとの検討

第4章 行政指導

- 行政指導とは
- 品川マンション訴訟と武蔵野マンション訴訟
- 行政手続法による規律
- 自治体法務における工夫
- 行政指導が問題となる紛争事例

第5章 意見公募手続（パブリック・コメント）

- 行政手続法における制度創設の経緯
- 行政手続法の意見公募手続
- 自治体法務とパブリック・コメント
- パブリック・コメントへの評価
- パブリック・コメントの瑕疵の効力・争訟との関係

第6章 行政手続の将来

- 今後の行政手続法制の展開
- 行政立法、行政指導と行政処分の異同
- 行政契約と事前手続
- 行政計画と事前手続
- 事実行為と事前手続

おわりに

資料

事項索引

判例索引

詳細・試し読み・お申込みはコチラ

<クレジットカードでもお支払いいただけます>



第一法規

検索

CLICK!



キリトリ線

取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、
そのままFAXで下記宛お送りください。

■宛先
〒107-8560
東京都港区南青山2-11-17
第一法規株式会社
■FAX.0120-302-640

書店印

申込書（第一法規刊）

行政手続と自治体法務—法律、条例、判例をおさえて公正・透明な行政手続を実現する

●定価 2,860円（本体2,600円+税10%） [コード 093773]

*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円（税込）以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。
また、お買い上げ合計金額5,000円（税込）未満のご注文については、国内配送料550円（税込）にてお届けいたします。

*消費税は申込日時の適用税率に依ります。

◎上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。

*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。

（いずれかを✓で選択ください。） 代金引換により支払います。 現品到着後請求書により支払います。

| | | |
|--|--|--|
| ※代金引換手数料について 一回あたりのご購入金額 (商品の税込価格+送料) の合計が | 1万円以下の場合、330円（税込） 3万円以下の場合、440円（税込） 10万円以下の場合、660円（税込） | ※送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者に 現金でお支払ください。その際、クレジットカードはご利用いた だけません。 |
|--|--|--|

年 月 日

ご住所

機関名

フリガナ
ご氏名

部署名

TEL
E-mail

□公用
□私用

お客様の個人情報の
取扱いについて

お客様よりお預かりした個人情報は、納品や請求書等の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての照会、修正・削除・利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム(<https://www.daiichihioki.co.jp/support/contact/contact.php>)かフリーダイヤルにてご連絡ください。 フリーダイヤル ☎TEL.0120-203-696 ☎FAX.0120-202-974